

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和5年12月5日及び同月15日（令和5年（行情）諮問第1104号及び同第1152号）

答申日：令和6年10月18日（令和6年度（行情）答申第489号及び同第490号）

事件名：特定地における特定事件に係る解剖書類及びカルテ等の不開示決定（不存在）に関する件
特定事件に関し特定日に特定地において行った記者会見に係る決裁書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる各文書（以下、順に「本件対象文書1」及び「本件対象文書2」といい、併せて「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした各決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年8月2日付け厚生労働省発健0802第7号及び同年9月22日付け厚生労働省発健生0922第1号により厚生労働大臣（以下「厚生労働大臣」、
「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各不開示決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 原処分1について（諮問第1104号）

原処分1の決定には不服であり、審査請求申立てする。開示されるべきある。

当時の職員らは、所持しており存在する。

取得した上で、調査の必要性ありとして、3名を派遣調査をさして県庁で平成10年特定月日B厚生省職員が調査後保健所所長と記者会見もしており、マスコミ対応している。

(2) 原処分2について（諮問第1152号）

原処分は不当であり、開示すべきであり、審査請求申立てます。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件各審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和5年6月9日付け（同月19日受付）で、開示請求者として、処分庁に対し、法3条の規定に基づき、本件対象文書1に係る開示請求を、令和5年8月1日付け（同月15日受付）で、本件対象文書2に係る開示請求を行った。

(2) これに対して、処分庁が令和5年8月2日付け厚生労働省発健0802第7号及び同年9月22日付け厚生労働省発健生0922第1号により不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、同年9月1日付け（同月8日受付）及び同月25日付け（同年10月3日受付）で本件各審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件各審査請求については、原処分は妥当であり、棄却及び不開示決定を維持すべきである。

3 理由

(1) 原処分1について（諮問第1104号）

ア 審査請求人は、本件開示請求において、平成10年特定月日Aの特定事件に係って保健所、警察が作成・取得した解剖書類、カルテ等（本件対象文書1）の開示を求めている。

イ 処分庁は、開示請求に係る行政文書を作成・取得していないとしているところ、本件審査請求を受けて、諮問庁として、改めて特定事件に関して処分庁が保有する行政文書を確認したが、特定事件に係る解剖書類、カルテ等は無かった。

ウ 審査請求人は、開示請求書及び審査請求書において、種々主張するが、処分庁が開示請求に係る行政文書を保有している具体的な根拠を示しておらず、その主張は、原処分1の結論を左右しない。

(2) 原処分2について（諮問第1152号）

ア 審査請求人は、本件開示請求において、平成10年特定月日Aの特定事件に係って、厚生労働省が、平成10年特定月日Bに3名の職員を派遣し、記者会見を実施した際の決裁書面、及び派遣するに当たっての旅費、交通費等経費に関する決裁書面（本件対象文書2）の開示を求めている。

イ 処分庁は、審査請求人が開示を求める行政文書として、当該記者会見に出席するための旅費等の経費に関する決裁文書を特定し、開示請求のあった時点で保有していないとしているため、諮問庁として、平成10年当時の厚生省文書管理規程を確認したところ、経費に関する決裁については、予算、決算、支出負担行為、出納その他会計に関するものの保存期間は5年とされているから、開示請求に係る行政文書

については、保存期間満了により、開示請求の時点で、保有していないとした原処分2は妥当である。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、原処分は妥当であり、棄却すべきである。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和5年12月5日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1104号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同月15日 諮問の受理（令和5年（行情）諮問第1152号）
- ④ 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ⑤ 令和6年9月19日 審議（令和5年（行情）諮問第1104号及び同第1152号）
- ⑥ 同年10月10日 令和5年（行情）諮問第1104号及び同第1152号の併合並びに審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書1について、これを作成又は取得していないとし、本件対象文書2について、保存期間が満了していることから廃棄又は移管したとして、いずれも不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、本件対象文書の開示を求めているところ、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書は、各開示請求書によると、平成10年に起きた特定事件（以下「本件事件」という。）に係る保健所、警察が作成・取得した解剖書類及びカルテ等（本件対象文書1）並びに本件事件に関し、特定の記者会見に係る決裁書面、旅費及び交通費等の経費に関する決裁書面（本件対象文書2）である。

(2) 当審査会事務局職員をして諮問庁に本件対象文書の保有の有無について確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書1は、本件事件に係る解剖結果書類やカルテ等であるところ、平成9年7月1日付け厚生省文書管理規程の別表第2の2「第2類（10年保存）」（9）「所管行政の記録となるべき資料」

に該当するものと思われるが、開示請求日の段階で保存期間を過ぎており、実際に保有していない。

イ 本件対象文書2は、平成10年に行われた特定の記者会見に係る決裁文書及び旅費、交通費等の経費に関する文書である。平成10年当時の上記厚生省文書管理規程を確認したところ、本件対象文書2である経費に関する決裁等の文書についての保存期間は、別表第2の3「第3類（5年保存）」（1）「予算、決算、支出負担行為、出納その他会計に関するもの」に該当し、5年とされている。このため、本件対象文書2は、保存期間満了により開示請求の時点で保有していない。

ウ 本件審査請求を受けて、処分庁において、厚生労働省内の関係する部署の室内、キャビネット、書庫や共有フォルダ等を探索したが、本件対象文書に該当する文書は確認できなかった。

(3) 当審査会において、諮問庁から平成10年当時の厚生省文書管理規程の提示を受けて確認したところ、上記(2)ア及びイの説明のとおりであることが確認され、その他、諮問庁の上記(2)の説明を覆すに足りる事情も認められず、本件対象文書の探索範囲や方法等についても特段問題があるとも認められない。

(4) したがって、厚生労働省において、本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 本件各不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした各決定については、厚生労働省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別紙（本件対象文書）

- 1 平成10年特定月日A，特定事件の，保健所よりの食中毒，警察よりの青酸，解剖にて青酸とのちりょうしじしょめん，解剖書類全て，カルテの全て（本件対象文書1）
- 2 平成10年特定月日A特定事件にて，厚生労働大臣にて，平成10年特定月日Bに3名の職員に，和歌山にいき調査確認し，記者会見をも和歌山県庁にての実施を決裁にいたった全ての書面と必要性を決裁した書面，旅費，交通費とう経費の書面全て保健所所長特定個人ともいつなにと決裁書面全て（本件対象文書2）